

感染症（インフルエンザを除く）による出席停止について

学校保健安全法により、下記の病気にかかった場合、他の生徒に感染する恐れのある期間は登校できないことになっております。この期間は出席停止扱いとなり、欠席にはなりませんので、必ず医師の診断および治療を受け、十分に休養されますようご注意ください。

なお、**病状が回復した場合は下記の登校許可証明書に医療機関より記入いただき、再登校初日にお子さまを通じて学校へ提出してください。**

※インフルエンザの場合は別の様式となりますので、ご確認ください。

● 出席停止の病気とその基準 ●

対象疾病	出席停止の期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱後3日まで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで

上記の感染症以外に、医師の診断によって出席停止扱いとなる感染症もあります。

例：感染性胃腸炎※、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等

※学校医の指示のもと、本校ではノロウイルスによるもの又は集団発生での感染性胃腸炎のみが出席停止となります。

医師 様

ご多用のところ誠に恐れ入りますが、診察の結果を下記にご記入の上、保護者または生徒に渡していただきますようお願いいたします。

----- 切 り 取 り 線 -----

感染症による登校許可証明書

下記の生徒に関して、治療の結果、他の生徒に感染の恐れのないことを通知します。

年 組 番 氏名 _____

病名： _____ 診断日： 令和 年 月 日

登校を再開しても良いと認められる日	令和 年 月 日 から
-------------------	-------------

令和 年 月 日 医療機関名 _____